

大 個 審 第 1 3 号  
( 答 申 第 1 8 0 号 )  
平成 2 0 年 5 月 1 9 日

大阪府知事 様

大阪府個人情報保護審議会  
会 長 市川 正人

個人情報の取扱いに関する意見について (答申)

平成 2 0 年 5 月 1 6 日付け法第 1 2 9 0 号で諮問のありました「公益認定等総合情報システム」に係る大阪府個人情報保護条例第 8 条第 1 項第 9 号に規定する目的外利用及び提供の禁止に対する例外事項並びに第 8 条第 3 項に規定する通信回線により結合された電子計算機を用いた個人情報の実施機関以外への提供禁止に対する例外事項については、審議の結果、下記事項に留意して、個人情報の保護に万全の措置を講じることを前提に、諮問の内容を適当なものとして認めましたので、答申します。

記

- 1 公益法人に係る役員等の個人情報の電子計算機処理を行うに当たり、これらの情報の漏えい、滅失、き損の防止等適切な管理のために必要な措置を講じるなど、公益認定等総合情報システム (以下「本システム」という。)におけるセキュリティ措置など個人情報の安全確保に万全を期すること。
- 2 本システムにアクセスできる職員を必要最小限の者に限定するとともに、ID及びパスワードについては、第三者供与の禁止を徹底し、厳格に運用すること。
- 3 公益認定等の電子申請及び役員名簿等の閲覧請求に当たって、整理番号及びパスワードの付与をする場合は、第三者供与の禁止を徹底すること。
- 4 本人から本件提供に係る個人情報について、削除、修正の求めがあったときは、速やかに対応すること。
- 5 本システムの運用にあたり、欠格事由該当性の判断に不要となった個人情報等は削除する等、個人の権利利益の保護に十分な配慮がなされるよう努めること。
- 6 今後、本システムの内容が変更され、提供する個人情報の範囲が拡大する等の場合は、必要に応じ、改めて本審議会に諮問すること。